平成２６年（フ）第４７５３号
大阪市東淀川区豊里６丁目26番３号　ドミールカモ201号
債務者　平田　睦子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７５４号
大阪市東淀川区豊里６丁目26番３号　ドミールカモ201号
債務者　平田　幸久
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７８４号
大阪市港区波除３丁目５番７号　ハイツリバー302号
債務者　仲　　達広（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８３２号
大阪市生野区生野西３丁目14番24号
債務者　久保　篤史
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８６１号
大阪府四條畷市部屋本町１番３号　部屋マンション106
債務者　杉野森孝夫
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０００号
大阪府高槻市天神町２丁目23番11号
債務者　山本　康裕
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００３号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目１番46号
債務者　冨吉　千代（旧姓丸目・吐合）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２２号
大阪府茨木市耳原３丁目12番１号ディアコート201号
債務者　阿部　夏季（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１２８号
大阪市浪速区戎本町１丁目３番35号　大協ビル302号
債務者　和田　明美
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１３５号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目22番２―205号
債務者　木邨貴美代
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１７４号
大阪府東大阪市横小路町１丁目１番35号　ケアハウスかわち野里208
債務者　城下　芳枝
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５号
徳島県三好郡東みよし町昼間954番地１　美濃田ハイツ、前住所徳島県三好市三野町太刀野1637番地３
債務者　佐藤　尚人
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第５３０号
千葉県松戸市西馬橋幸町117番地　ロザール松戸302号
債務者　有岡　博則
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４０号
千葉県柏市大井1928番地８
債務者　内ノ村洋子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０２号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営住宅436
債務者　内田　和子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午前11時30分　宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１２０２４号
東京都墨田区緑４丁目５―14―206
債務者　追田　　均
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０４４号
東京都足立区西新井２丁目18―11―302
債務者　山本　佳奈
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午後２時　東京地方裁判所民事第20部